

後期高齢者医療 保険料率について

平成30・31年度の保険料率が決まりました。

【被保険者の皆様の平成30年度保険料額は、
7月以降に郵送でお知らせします。】

1人当たりの医療費の増加などにより、保険料の上昇が見込まれたため、前回改定と同様に、これを可能な限り抑えるよう努めました。

被保険者の皆様には、新保険料へのご理解と保険料納付のご協力をお願いいたします。

京都府の保険料率

	平成30・31年度	(平成28・29年度)
均等割額	47,890円	(48,220円)
所得割率	9.39%	(9.61%)

保険料例は裏面のとおりです

保険料の計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 47,890\text{円} + \text{所得割額}$$

所得割額: 総所得金額等から基礎控除額の33万円を引いた金額 × 所得割率 9.39%

※保険料の上限額 年62万円

後期高齢者 医療制度とは

75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度です。

- 京都府内にお住まいの75歳以上の方
- 京都府内にお住まいの65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方

保険料例(年額)

単身世帯のケース

年金収入額	平成30・31年度			平成29年度との比較
	均等割	所得割	合計	
80万円(所得 0円)	4,789円 (9割軽減)	0円	4,789円	33円減
120万円(所得 0円)	7,183円 (8.5割軽減)	0円	7,183円	50円減
180万円(所得 60万円)	23,945円 (5割軽減)	25,353円 (所得割軽減廃止)	49,298円	4,431円増
210万円(所得 90万円)	38,312円 (2割軽減)	53,523円 (所得割軽減廃止)	91,835円	9,438円増
240万円(所得120万円)	47,890円	81,693円	129,583円	2,244円減

※年金以外の所得がある場合は、その所得も含めて計算します。

所得の少ない方の軽減措置(平成30年度)

均等割額5割軽減・2割軽減の対象範囲が拡大されました

均等割額	総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
	8.5割軽減対象世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得のないこと)	9割
	基礎控除額(33万円)	8.5割
	基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × 被保険者の数	5割
	基礎控除額(33万円) + 50万円 × 被保険者の数	2割

※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得から15万円が控除されます。

※専従者給与(控除)及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

所得割額

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割の軽減は廃止されました。

※平成29年度は2割軽減でしたが、この特例措置の見直しにより、平成30年度は本則(軽減なし)に戻ります。
 ※制度加入の前日まで、会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額はかかりません。また、均等割額については、平成30年度は5割軽減ですが、平成31年度からは特例措置が廃止されます。ただし、資格取得時から2年間は激変緩和のため5割軽減となります(国民健康保険や国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません)。

後期高齢者医療制度は、世代間で負担を分かち合い、支え合っていく必要があります

費用

医療給付費
(医療機関等への支払や健康診査に要する費用など)

負担

公費負担
(約5割)

現役世代からの支援金
(約4割)

保険料
(約1割)

保険料上昇抑制のための財源(剰余金、財政安定化基金の活用)

被保険者の皆様の平成30年度保険料額は、7月以降に郵送でお知らせします。

問い合わせ先

京都府後期高齢者医療広域連合事務局 又はお住まいの市区町村の担当窓口まで
 ☎075-344-1202 / 075-344-1219 ホームページ <http://www.kouiki-kyoto.jp/>